

ご遺族のための おくやみハンドブック

(お手続きのご案内)

【目次】

項 目	頁
市役所で行う手続きの際にお持ちいただくもの	1
死亡に関する手続きに関してよくある質問	2
死亡に関連して生じる手続きと必要なもの (市役所で行う手続き)	
■ 戸籍・住民登録・印鑑登録	3
■ 年金	4
■ 介護	5
■ 高齢者	5
■ 国民健康保険・後期高齢者医療	5
■ 税・保険料	6
■ 障がい	7
■ 子育て	8
■ 市営住宅	9
■ 上下水道	9
■ 犬	10
■ 墓地、空き家等	10
■ 農地の相続	10
■ 森林の相続	10
■ ケーブルテレビ	10
■ 制度のご案内	11
死亡に関連して生じる手続きと必要なもの (市役所以外で行う手続き)	
■ 生命保険等	12
■ 損害保険等	12
■ 預貯金口座等	12

項 目	頁
■ 株式等	12
■ 国債	12
■ 普通自動車	12
■ 軽四輪及び二輪(125cc以下)	12
■ 国税関係	12
■ 不動産登記関係	12
■ 遺言書	13
■ 相続放棄	13
■ 固定電話(NTT西日本)	13
■ 固定電話(NTT西日本以外)	13
■ 携帯電話	13
■ インターネット	13
■ NHK受信料	13
■ 電気・ガス料金等	13
■ 運転免許証	13
■ パスポート	13
■ クレジットカード	13
■ ごみ処分等	13
「法定相続情報証明制度」	14
委任状に関するご案内	15
委任状	16

令和 6 年(2024年) 4月

杵 築 市

市役所で行う手続きの際にお持ちいただくもの

お越しの際には、下記のうち該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。
なお、各手続き別の必要なものについては、3ページ以降をご覧ください。

■ ご遺族のもの

- ☐ 認印（相続人代表・喪主）
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・ 写真付きのもの
 - ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障がい者手帳など
 - ・ 写真付きのものがない場合は下から2点
 - ※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳など
- ☐ 預貯金通帳（相続人代表者・喪主）
- ☐ 税金の引き落としなどの口座変更をする場合は、預貯金通帳と銀行印
- ☐ 喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証等）
- ☐ マイナンバーが確認できるもの（通知カード、マイナンバーカード）

※『相続人代表』

法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。

所有権や相続割合等を定めるものではありません。

■ 亡くなった方のもの

- ☐ 国民年金手帳又は国民年金証書（振込ハガキなど年金番号のわかるものでも可）
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
- ☐ 子ども医療費受給者証、重度障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- ☐ その他杵築市役所から交付された証書類

※年金手続きや戸籍・住民・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となりますので、16ページの委任状をご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言状によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済みのもの））をお持ちください。

死亡に関する手続きに関してよくある質問

Q. 死亡届は提出したので、役所での手続きはしなくてよいですか？

A. 多くの場合、手続きが必要になります。(詳細は3ページ以降をご覧ください。)

＜主なもの＞

健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

後期高齢者医療に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入手続きが必要です。

介護保険：65歳以上の方及び40歳から64歳で要介護認定を受けている方は、手続きが必要です。

年金関係：年金を受給されていた方は、別途、死亡届・未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加給年金の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求手続きできる方には、一定の要件があります。

税務関係：亡くなった方によって、お手続きが必要な場合があります。

その他：3ページ以降をご覧ください、不明な点はお問い合わせください。

Q. 国民年金・厚生年金は年金事務所にいけばよいですか？

A. 役所でも手続きが可能です。

必要な書類は個人により異なります。詳しくは4ページをご覧ください。

年金の種類によっては、年金事務所での手続きとなります。

Q. 亡くなった方の保険証などで見つからないものがあります・・・

A. 証書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内します。

お持ちいただくものについては、前頁をご覧ください。

Q. 死亡の記載がある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A. 死亡の記載がされた戸籍について、届出日から約1週間で取得可能となります。

お急ぎの場合は、市民生活課（電話0978-62-1806）にご相談ください。

なお、本籍が杵築市以外の場合、本籍地において戸籍の記載を行いますので、発行時期等の詳細は本籍地の市区町村にお問い合わせください。

※配偶者や直系尊属・直系卑属の方であれば、最寄りの市区町村窓口にて他市区町村の戸籍謄本等を取得可能です。(戸籍の広域交付)

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所で行う手続き）

■ 戸籍・住民登録・印鑑登録

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
杵築市に住民登録している人 （葬儀・火葬を葬儀社に依頼している場合は不要）	死亡届	・亡くなった方の死亡診断書	市民生活課 戸籍係 電話 0978-62-1806
世帯主及び構成員	世帯主変更届	・本人確認書類（運転免許証等） ※世帯主が死亡後、構成員が複数名の場合、新世帯主宛に通知するが、変更を希望する場合のみ届出要。	
印鑑登録証をお持ちの方	印鑑登録証の返還	・印鑑登録証	
住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードの返還	・住民基本台帳カード	
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードの返還	・マイナンバーカード	

※死亡届は、亡くなられた方の死亡地又は本籍地・届出人の住所地及び一時滞在地で届出ができます。

そのため、他市町村に届出をした場合、戸籍や住民票への記載に日数がかかることがあります。

■ 年金

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
国民年金 厚生年金を 受給している方	死亡届	・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方の死亡診断書の写し	市民生活課 年金窓口 電話 0978-62-1806
国民年金を 受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、 右記の窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者の個人番号がわかるもの ・生計同一証明書（同一世帯の方は不要）	
国民年金に 加入している方	死亡届	・亡くなった方の年金証書	
	遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、 右記の窓口でご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者の個人番号がわかるもの	
厚生年金を 受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、 右記又は役場の年金係にご相談ください。 ・亡くなった方の年金証書 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者の個人番号がわかるもの ※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。ご相談・ お手続きの際は、予約のうえ来訪していただきますようお願い いたします。	市民生活課 年金窓口 電話 0978-62-1806 別府年金事務所 電話 0977-22-5111 予約受付専用 0570-05-4890 年金相談 (ねんきんダイヤル) 0570-05-1165
共済年金を 受給している方	各共済年金へ直接お問い合わせください		
恩給を 受給している方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください （恩給証書の記号番号が必要です。）		総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
農業者年金を 受給している方	死亡届	※下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まず は、右記にご相談ください。 ・農業者年金証書 ・亡くなった方（受給者）の死亡日が確認できる書類 ・届出者と受給者との続柄が確認できる書類 ・届出者の印鑑（認印）及び通帳	J A おおいた杵築支店 電話 0978-63-1766 農業委員会事務局 電話 0978-64-0711 農業者年金基金 電話 03-3502-3199
企業年金を 受給している方	各企業年金基金等 又は 企業年金連合会（年金相談室）電話 0570-02-2666		

■ 介護

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
65 歳以上の方 又は 40 歳から 64 歳で要 介護認定を受けてい る方	介護保険被保険者 証等の返還 給付費口座変更届 (該当の方) 要介護認定申請の 取り下げ書届出 (該当の方)	・亡くなった方の介護保険被保険者証 ・亡くなった方の介護保険負担割合証 ・亡くなった方の負担限度額認定証 (該当の方) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの	市民生活課 福祉窓口 電話 医療介護連携課 0977-75-2404

■ 高齢者

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
緊急通報装置の 貸与がある方	緊急通報装置の 撤去・返還	担当課に連絡し、撤去日の日程調整をしてください。	市民生活課 福祉窓口 電話 医療介護連携課 0977-75-2404
あったか・はーと 駐車場利用証	あったか・はーと駐車 場利用証の返却	あったか・はーと駐車場利用証	市民生活課 福祉窓口 電話 福祉事務所 0977-75-2405

■ 国民健康保険・後期高齢者医療

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
国民健康保険に加入している方 又は 国民健康保険に加入している方のいる 世帯主の方	資格喪失 被保険者証及び 各種認定証返還 もしくは記載事項変 更 葬祭費の申請	・亡くなった方の被保険者証 ※世帯主の方がなくなられた場合は、世帯員の 方の被保険者証もお持ちください。 ・亡くなった方の各種認定証 ※世帯主の方がなくなられた場合は、世帯員の 方の認定証もお持ちください。 ・喪主が確認できるもの (会葬礼状・葬儀の領収書) ・喪主の振込先口座のわかるもの ・手続きする方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証等)	市民生活課 国保係 電話 0978-62-1806
後期高齢者医療に 加入している方	保険証及び各種認 定証の返還 葬祭費の申請 保険料に関する相 続人代表届 高額医療費等の振 込口座の変更	・亡くなった方の被保険者証 ・喪主が確認できるもの (会葬礼状) ・喪主の振込先口座のわかるもの ・手続きする方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証等)	

■ 税・保険料

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
市・県民税等※1が課税されている方	市・県民税等に関する相続人代表届出書の提出	・相続人代表となる方の印鑑（認印） ・相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等） ※郵送での提出は、本人確認書類の写しの添付が必要です。	税務課 市民税係 電話 0978-62-1805
原動機付自転車等（杵築市ナンバー）の車両を所有している方	名義変更 または廃車	・本人が死亡したこと及び手続きをする方が相続人であることがわかる戸籍抄本等 ・手続きする方の本人確認書類（運転免許証等） ・相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状が必要です。 ・ナンバープレート（廃車の場合や名義変更時に杵築市ナンバーを変更したいとき） 毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	税務課 市民税係 電話 0978-62-1805
固定資産をお持ちの方	相続人代表者指定届	・相続登記を行うまでの間、相続人の代表となる方（代表して郵便物を受け取る方）を届け出ていただきます。	税務課 固定資産税係 電話 0978-62-1805
共有名義の固定資産の代表または相続人代表だった方	共有代表者の変更・相続人代表者の変更	・共有代表者の変更または相続人代表者の変更を届け出ていただきます。	
未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	・法務局で土地、家屋の相続登記を行っても、登記のない家屋（未登記家屋）の名義は変わりません。そのような建物は税務課にて「未登記家屋名義人変更届」の提出により新たな名義人を届け出ていただきます。（新たな名義人となる方の印鑑）	
納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	今後の納税に関する手続き・納付について（口座振替の変更又は廃止等）	・亡くなった方の納税通知書や領収書 ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等） 口座振替の手続きをされる方 ・新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印もしくはキャッシュカード（ゆうちょ銀行及び市内に支店のある金融機関に限る）	税務課 電話 0978-62-1805

※1 市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が課されている方

■ 障がい

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
身体障害者手帳、療育手帳、をお持ちの方	手帳返還届	・亡くなった方の手帳 ・亡くなった方の個人番号	市民生活課 福祉窓口 電話 福祉事務所 0977-75-2405
大分県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障がい者の保護者が亡くなったとき 支給金請求	・亡くなった加入者（保護者）が除かれた住民票の写し ・年金受給権者（障がい者）の住民票の写し ・年金受給権者（障がい者）の印鑑（認印） ・年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書（原本又は原本証明されたもの） ・加入日から2年以内になくなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式）	
	心身障がい者の方が亡くなったとき 弔慰金請求	・加入者（保護者）の住民票の写し ・亡くなった障がい者が除かれた住民票の写し ・加入者（保護者）の印鑑（認印） ・加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの	
	扶養共済年金受給者が亡くなったとき	・年金受給権者（障がい者）が除かれた住民票の写し	
特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方	死亡届 未支払分請求	・相続される方の印鑑（認印） ・相続される方の振込先口座のわかるもの	
重度心身障害者医療費の助成を受けている方	受給者証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の重度医療費受給者証 ・相続される方の振込先口座がわかるもの	
心身障害者福祉年金を受給している方	資格喪失届 振込口座の変更	・相続される方の印鑑（認印） ・相続される方の振込先口座がわかるもの	

■ 子育て

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅 又は 減額改定	事前に右記にお問い合わせください。	市民生活課 福祉窓口 電話 福祉事務所 子育て支援室 0977-75-2408
児童手当を受給している方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	事前に右記にお問い合わせください。	
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失 又は 額確定	・資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	事前に右記にお問い合わせください。	
子ども医療費助成を受給している方	受給資格者証の返還	・亡くなった方の子ども医療費受給資格者証	
子ども医療費助成を受給している方の保護者の方	世帯主の変更	・子どもの新しい保険証（詳しくは右記にお問合せください）	
ひとり親家庭等医療費補助を受給している方	受給資格者証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方のひとり親家庭等医療費受給資格者証 ・保護者又は相続人となる方の振込先口座がわかるもの	
認可保育園・こども園・公立幼稚園在園児の方	退所届	事前に右記にお問い合わせください。	
認可保育園・こども園・公立幼稚園在園児の保護者の方	保護者及び世帯構成変更の届出	事前に右記にお問い合わせください。	
就学援助申請者の方	就学援助変更申請	事前に右記にお問い合わせください。	教育総務課 電話 0977-75-2410

■ 市営住宅

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族	市営住宅入居承継承認申請書	承継手続きが必要です。 事前に右記にお問い合わせください。	杵築市住宅 管理センター 電話 0978-63-0050
契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	市営住宅明渡届他	退去立ち会いが必要です。 事前に右記にお問い合わせください。	
市営住宅に入居の世帯員が亡くなった場合	世帯員異動届	世帯員異動届	建設課 住宅係 電話 0978-62-1811
市営住宅入居者の連帯保証人が亡くなった場合	連帯保証人変更届	連帯保証人等変更届	

■ 上下水道

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
上水道・下水道を利用している方	名義変更・閉栓	事前に右記にお問い合わせください。 ・新たに名義人となる方の連絡先	上下水道課 電話 0978-62-2717
	登録口座の変更	事前に右記にお問い合わせください。 ○上下水道課窓口で変更する場合 ・新たに申し込む方の預貯金口座の①または②のいずれか ① キャッシュカード・暗証番号・本人確認書類 ② 銀行等への届出印 ○金融機関窓口で変更する場合 ・新たに申し込む方の預貯金通帳 ・銀行等への届出印	
下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更 納付管理人の登録	事前に右記にお問い合わせください。 受益者の変更 ・受益者変更申告書 納付管理人の登録 ・納付管理人申告書	

■ 犬

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
犬を所有している方	所有者の変更	所有者変更手続きが必要です。 右記にお問い合わせください。	市民生活課 環境衛生係 電話 0978-62-1807

■ 墓地

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
墓地を相続した方	墓地、埋葬等に関する法律第5条の規定による改葬の許可	杵築市内に埋葬しているご遺骨を他自治体に移動したい方は右記にお問い合わせください。	市民生活課 環境衛生係 電話 0978-62-1807

■ 空き家

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
利用する予定のない建物を相続された方	空き家バンクの登録	杵築市内の建物を相続したが適正管理や活用方法について相談したい方は右記にお問い合わせください。	協働のまちづくり課 移住定住促進係 電話 0978-62-1814

■ 農地の相続

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	・相続した農地の登記事項証明書又は登記完了証等の写し	農業委員会事務局 電話 0978-64-0711

■ 森林の相続

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
森林を相続された方	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	・森林の所有者届出書 ・相続した森林の登記事項証明書（相続登記が終わっていること） ・相続した森林の位置図	農林水産課 林業係 電話 0978-62-1809

■ ケーブルテレビ

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
契約をしている方	解約・口座変更等	・印鑑 ・口座変更の場合は、印鑑（銀行印）と通帳 ※引き込み線や機器等の撤去が必要な場合がありますのでご相談ください。	ケーブルセンター 電話 0978-64-0133

■ 制度のご案内

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
原則 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童を養育している方	児童扶養手当	父または母が死亡し、今後児童を養育していく父または母が、認定請求できる場合があります。 ただし、状況により案内が異なりますので、事前に右記にお問い合わせください。	市民生活課 福祉窓口 電話 福祉事務所 子育て支援室 0977-75-2408
満 18 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間の児童がいる方	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して医療費の助成があります。 ただし、状況によってご案内が異なりますので、事前に右記にお問い合わせください。	
公立小中学校に在学する児童生徒がいる方	就学援助	経済的な理由によりお子さんを公立小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費等の費用の一部を市が援助する制度です。 ただし、状況によってご案内が異なりますので、事前に担当課へお問い合わせください。	教育総務課 電話 0977-75-2410
経済的に生活がお困りの方	相談	経済的に生活がお困りで、悩みごと・困りごとがある方は、右記にご相談ください。	杵築市全世代支援センターまるっと 電話 0978-68-8282
ご家族を亡くされて不安が続く方	こころの相談会	眠れない、食欲がない、疲れやすい、といった元気がない状態が続く方などは、「つらい気持ち」をひとりで抱え込まずにご相談ください。完全予約制です。	健康長寿あんしん課 電話 0978-64-2540

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外で行う手続き）

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた生命保険 会社又は代理店
損害保険等	名義変更・解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた損害保険 会社又は代理店
預貯金口座等	口座解凍手続き	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類が異なります。	各金融機関等
株式等	名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類が異なります。	証券会社等
国債 （戦没者弔慰金）	名義変更 償還金受領	・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍書類 ・印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の 郵便局
普通自動車	自動車税に関するこ と及び名義変更等に関 すること	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	別府県税事務所 電話 0977-67-8211
		普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	九州運輸局 大分運輸支局 電話 050-5540-2087
軽四輪及び二輪 （125cc以上）	名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	軽四輪 軽自動車検査協会 大分事務所 電話 050-3816-1759 二輪 九州運輸局 大分運輸支局 電話 050-5540-2087
国税関係	相続税手続き 所得税・所得税申告 手続き	事前に右記にお問い合わせください。	別府税務署 電話 0977-23-2111
不動産登記関係	土地・家屋等移転 登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本等	大分地方法務局 杵築支局 電話 0978-62-2271

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の戸籍謄本	大分地方・家庭裁判所 杵築支部 電話 0978-62-2052
相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類あります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。） ※財産を占有していた場合、相続放棄をしても財産管理責任は残ります。	
固定電話 (NTT 西日本)	契約継承・解約	NTT 西日本の場合 まずは右記へ電話してください ・契約書の死亡が記載されている戸籍謄本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄本の写し	NTT 西日本の場合 局番なし 116 携帯電話からは 0800-2000116
固定電話 (NTT 西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
N H K受信料	名義変更・解約	N H Kに連絡し、手続きを行ってください。	N H K大分放送局 電話 097-533-2800
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	杵築日出警察署 電話 0977-72-2131
パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	大分県国際政策課 パスポート班 電話 097-536-1786
クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ごみ処分等	直接搬入	大量に生じた場合は、直接右記にお問合せください。	藤ヶ谷清掃センター 電話 0977-67-6111

あなたの相続手続を応援します！

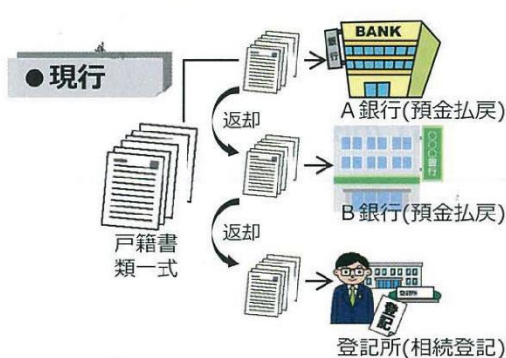
法定相続情報証明制度



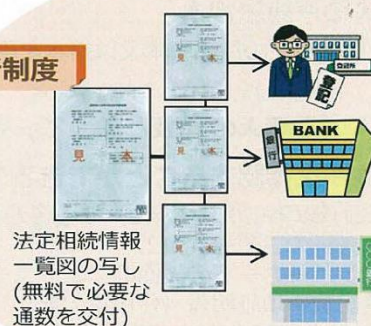
平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



● 新制度



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報
一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・
登記所へ申出



法定相続情報一覧図
の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして
各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) でもご覧いただけます。

大分地方法務局

委任状に関するご案内

死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので、次頁の委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

■ 掲載している委任状の様式

○死亡に関する手続き用

※委任状は任意の様式でも有効です。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。

年金事務所用の委任状は、市民生活課年金窓口又は日本年金機構のホームページで配布しています。

■ お問い合わせ

○戸籍（除籍）謄本・住民票について

市民生活課戸籍係 0978-62-1806

○税に関する証明書について

税務課 0978-62-1805

○年金手続きについて

市民生活課年金窓口 0978-62-1806

別府年金事務所 0977-22-5111

記入される前にお読みください。

※必ず委任者が代理人、委任事項を自書・押印し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日より3か月以内に窓口にお越しください。

委 任 状

(宛先) 杵築市長

年 月 日作成

委任者(頼む方)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 (年 月 日)

連絡先電話番号 — —

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住 所 _____

氏 名 _____

記

委任事項(委任する事項にレを付してください。)

☐ _____の死亡に伴う未支給年金又は遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限

☐ 国民年金に関する手続き

☐ 市税に関する証明書の交付申請

☐ 遺族年金用: 所得証明書 _____ 年度分 _____ 通

☐ 相続登記用: 固定資産評価証明書 _____ 年度分 _____ 通

土地: 全部・一部 家屋: 全部・一部 各 _____ 通

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の評価証明書が必要です。

固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。